

特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和六年三月二十九日

徳島県人事委員会委員長

井

内

秀

典

特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則

特地勤務手当等に関する規則（規則六 八八）の一部を次のように改正する。

別表中「三好警察署池田町佐野駐在所」を削る。

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。